

健康についての子どもの権利

大谷 美紀子

国連子どもの権利委員会委員

本学術集会のテーマである小児医療と保健の近接化という概念は、小児医療と小児保健が異なる学術分野であり、従事者も異なることを前提にしていると思われる。医療と保健は、国連が1989年に採択した子どもの権利に関する条約（子どもの権利条約）では、24条の「到達可能な最高水準の健康を享受する子どもの権利」（子どもの健康権）に包摂される。その内容として、すべての子どもは、病気の治療、リハビリテーション、ヘルスケアを受ける権利を有する。さらに、24条は、より具体的に、死亡率の低下、プライマリーヘルスケアの提供、栄養のある食物、清潔な飲料水の供給、疾病・栄養不良の防止、母親の産前産後の保健の確保、栄養・母乳育児・衛生・事故の防止に関する教育、予防保健、家族計画、環境汚染について規定しており、子どもの健康権は、治療および保健のサービスを受けるだけでなく、最大限可能なまで発達成長し、かつ、健康の根本的決定要因に対するプログラムの実施を通じて最高水準の健康に到達することを可能にする条件下で生活する権利をも含む、広範で包括的なものである。

子どもの健康権は、それ自体が重要な子どもの権利であると同時に、子どもの権利条約が保障する、生命、生存および発達の権利、教育を受ける権利など、あらゆる権利の享受のために不可欠であり、かつ、子どもが健康権を享受できるかどうかは、他の子どもの権利の実現にかかっている。このような重要性を有する子どもの健康権について、子どもの権利条約を批准した国による条約の実施状況を監視するために条約によって設置された国連子どもの権利委員会は、子どもの権利の視点、すなわち、すべての子どもに、身体的、情緒的および社会的ウェルビーイングを背景として、1人1人の子どもが有する潜在的可能性を全面的に発揮しながら生存し、成長し、かつ発達する機会を有する権利があるという視点からアプローチすることが重要であると述べている。

そこで、本報告では、子どもの権利条約が保障する子どもの健康権のほか、子どもの生命・生存および発達の権利、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもが意見を聴かれる権利といった子どもの権利条約の重要な原則、子どもの発達しつつある能力という子どもの権利条約の中核をなす子どもについての捉え方を紹介し、本学術集会のテーマである小児医療と保健の近接化について、子どもの健康権の視点から包括的に捉えること、および、子どもの権利条約の原則や様々な権利を組み入れていくことの重要性を提唱したい。